

◆◆◆特定毒物所有品目及び数量届書について◆◆◆

- ◎ 毒物劇物営業者が業の廃止／失効時に特定毒物を所有する場合は、15日以内に届出を行う必要があります。（毒物及び劇物取締法第21条）
- ◎ 提出部数：1部（写しを取って控えを保管してください。）

1. 添付書類

毒物劇物営業者が業を廃止する場合、廃止届とその登録票原本（紛失した場合は紛失理由書）

2. 特定毒物所有品目及び数量届書の記載上の留意点

- （1）登録の失効等の年月日には、業を廃止した日付又は登録が失効した日付を記載すること。
- （2）登録の失効等の事由は、現状に沿って記載のこと。（例：毒物劇物一般販売業登録完全廃止のため。）
- （3）特定毒物の品目及び数量の欄には、現に所有する特定毒物の品目と数量を正確に記入のこと。なお、廃止／失効日から提出日までに法第21条第2項の規定により譲渡した場合は「なし」と記載すること。
- （4）住所及び氏名は、登録票に従って記載すること。